



## 関高校・龍谷大学連携 模擬裁判授業の報告です。

### ◇ 夏目漱石「こころ」を題材とした模擬裁判授業にチャレンジしました！

日時： 令和元年1月29日(水) 3・4限 対象： 2年3組  
場所： 関高等学校彩雲館2F 大研修室  
授業者： 田中園絵  
指導： 札埜和男氏(岡山理科大学准教授) 藤田聖典氏(弁護士)  
連携： 龍谷大学犯罪科学センター 岐阜県弁護士会 岡山理科大学

### ◇ 授業実施に至る経緯 ～「羅生門」裁判の見学から～

SGH情報第34号で掲載したように、本校では令和元年度の10月に、札埜和男先生と藤田聖典弁護士にご指導いただき、芥川龍之介「羅生門」を題材とした模擬裁判を活用した授業を行いました。裁かれたのはもちろん下人であり、被害者の老婆は証人として登場します。裁判官、検察、弁護士、裁判員が主要メンバーで、傍聴席の他の生徒は評議の時間を利用して裁判員としてシミュレーションに参加するという全員参加型のプログラムでした。

小説の登場人物が、演じるという形によって、三次元に現れる。その人物が「裁判」という人生を大きく左右される場に立たされている。そしてその人物の人生を決める立場に生徒が立たされている。この場の設定により、生徒が小説の出来事を切実に受け止め、捉え直そうとする動きが、生徒の中で自然に、そして主体的に行うことができていると感じました。

そこで、模擬裁判に興味を持った授業者が、見学後に他の小説教材でも裁判化を実施されていないか等を札埜教授にお尋ねしたことから、同年度実施予定だった小説「こころ」の裁判化と一緒に挑戦していただくこととなりました。



### ◇ 「こころ」模擬裁判授業の振り返り ～生徒の振り返りから～

「こころ」の模擬裁判では、教科書採録部である「下」の主人公「私(先生)」が「自殺教唆罪(=Kに自殺をそそのかし、決意させた罪)」に問われる被告人として登場します。「私」がKを傷つけた言葉や行為は、Kを自殺へと駆り立て追いやる危険な行為だったのか。そしてその行為によってKが自殺することを予期していたのかが争点となる罪です。また、証人には「Kの姉」が現れ、Kの死後日記を見つけ、弟が「私」に精神的に傷つけられたことを苦しんで死んだのだと主張します。

討議の中では、登場人物の内面、当時の心情が争点に関わってくるため、どの行動、言動を証拠とし、相手を説得させるかに苦戦しているように感じられました。以下、生徒の感想を踏まえながら、成果と課題をまとめます。

#### 【成果】

##### ① 「私(先生)」の心情を捉え直すことができた。

「授業の段階では「私」がすごく悪い、「私」のせいでKが死んだと思っていたけれど、Kが自身のために死を決意したと思うようになった」「当時の状況を改めて見ることができ

た。自分勝手な人だと思っていたが、仕方がなかったのかもしれないと少し感じた。」など、授業だけでは「私」の利己心に対して単純な嫌悪感を抱いて終わっていた生徒たちが、利己心は誰にでもあるものであるものだという事、人間の心の複雑さというものを感ずることができたようです。

## ② 主要な場面における登場人物の気持ちを考え直すことができた。

「精神的に向上心のないものはばかだ」と私に言われたときのKの気持ちや、ふすまの開け方について、Kの死に直面したときの私の言動について振り返ることができたという意見が複数見られました。

本作はやはり、結末を読んでから、もう一度振り返りたい場面が多い作品です。そのときに交流させたり、解説したりしていても、個人によってどこでどのような解釈まで理解できていたか、想定できていたかに差ができてしまっているものですが、このようなシナリオを通して読み直すことで、各々にあらゆる場面において考え直す契機になったと言えるでしょう。

## 【課題】

### ① 「こころ」という小説の裁判化に対する違和感

「登場しない人物や台詞は作者の意図とずれてしまう恐れがある」など、やはり羅生門に比べ、登場人物（特にK）の心情の不透明さが強いため、シナリオの設定や台詞が行き過ぎた脚色であると感じる生徒は複数見られました。裁判とするには証拠が必要であり、小説外の設定が必須となってしまうため、この小説の裁判化にとってはこの部分が大きな課題となりそうです。

### ② 罪名、成立条件の理解

「アドリブの弁護士と検察官の討論が題からそれていた」「感情に流されて判断している人が多かったように感じた」など、罪名の馴染みのなさ、成立条件の複雑さが生徒にとっては大きな壁となりました。今回は特に「故意」と「殺意」の区別が難しく、適切な議論をするためには、その理解をもう少し事前に共有しておく必要があったように思います。

### ③ 解釈の異同の扱い

複数の解釈が存在する場面については、シナリオに触れる前に、それぞれの場面で授業中に意見を出し合い、共有していました。今回の裁判でそのような場面が話題となったときに、「（授業でやったように）こういう解釈もできるじゃないか」というような反論を期待していましたが、そこまでの場面は見られませんでした。シナリオで登場人物が述べている解釈は必ずしも正解ではありません。その解釈で話し合いを進めなくてはならないわけではありません。シナリオに書かれていることの中にも「事実」と話し手の「解釈」ととれる部分があります。その「解釈」の部分について、互いに意見を述べ合うことができれば、より良い議論にできたのではないかと思います。

今回このような形で模擬裁判の授業を経験させていただいたことで、読解の最後に活動を設けることの大切さを改めて実感することができました。授業者は教材研究のために何度も本文を読み返し、複数のクラスで何度も授業を行っているのに対し、生徒が本文に触れる機会は授業のみに限られます。その間にできている理解の差に常に自覚的でいたいのです。そして、もう一度本文を振り返ることが自然とできるような問いや課題を設定し、少しでも生徒に本文を主体的に味わってもらえる工夫をし続けていきたいです。

